

山梨県公報

第一千八百八十五号

平成二十三年

十一月二十八日

月 曜 日

目次

道路の区域変更	八二一
道路の供用開始	八二一

告示

山梨県告示第四百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野北杜韭崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市小淵沢町松向字鷄鳳六三三番の一地 先から 北杜市小淵沢町松向字池田九四八番の一地 先まで	一〇・二丁 二〇・六	一〇・六丁 二六・九		一七七・五

山梨県告示第四百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士川身延線	南巨摩郡身延町大島前河原二二番の一地先から 南巨摩郡身延町大島前河原二二番の一地先まで	一〇四・六	平成二十三年十一月二十八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番